平成２８年（フ）第５２１号
広島市中区舟入南３丁目18番２号
債務者　大石　聖子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１号
山口県下関市彦島老町２丁目10番３号
債務者　中ノ瀬　健
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
愛媛県松山市平井町甲1234番地３
債務者　宮脇志央里
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
愛媛県今治市広紹寺町１丁目２番５号　メイプル広紹寺202号、前住所愛媛県新居浜市新田町３丁目３番34号、前々住所愛媛県新居浜市久保田町２―10―22
債務者　岡　眞由美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３７号
愛媛県宇和島市高串１番耕地1058番地１
債務者　小倉　美子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第５３号
福岡県田川郡糸田町1870番地47
債務者　畑井　　睦
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２３０号
大分市西鶴崎２丁目２番18号（エンブレム大分西鶴崎102）
債務者　山田　満夫
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３８号
大分市政所１丁目１番16号（ブラッサムＫ401）
債務者　小山リカエラこと　ＯＹＡＭＡ　ＲＩＣＡ　ＥＬＬＡ　ＤＥ　ＬＥＯＮ
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５０号
大分県別府市大字鶴見1951番地　市営扇山住宅Ｅ―204号
債務者　安東由美子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４１号
宮崎市清武町正手１丁目64番地　フォーブル横山202号、前住所宮崎市吉村町今村前甲4325番地　Ｓビレッジ303号
債務者　船津　睦美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４４号
宮崎市高岡町小山田2867番地イ
債務者　森山　憲一
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５０号
宮崎市大王町80番地　大王荘207号、前住所宮崎市大王町79番地１
債務者　日髙　里美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５４号
石川県加賀市桑原町イ104番地
債務者　南川富士夫
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第５６号
石川県小松市白江町ホ155番地６
債務者　中島　篤士
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第６９号
石川県加賀市松が丘２丁目３番地26　フレマリール201号室
債務者　光武　　勲
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第７１号
石川県小松市上荒屋町ソ４番地10　自生園、従前の住所石川県小松市白山田町ロ10番地１メゾン粟津213
債務者　嶋中喜代志
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３０号
長野県駒ヶ根市赤穂1310番地２
債務者　大崎　　恵
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
長野地方裁判所伊那支部